

企画競争実施の公示

下記のとおり企画案の提出を招請いたします。
令和4年5月24日

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長
植田 広信

記

1. 契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 植田 広信
2. 企画競争に参加する者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和04・05・06年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
 - (4) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (5) 食生活やSDGs等に関連する幼児やその保護者向けの啓発物等を作成した経験を有すること。
3. 事業名
令和4年度食品ロス削減に資する絵本作成等業務
4. 企画競争の内容を示す場所及び提案要領を交付する場所
所在地 東京都千代田区霞が関3-1-1 消費者庁総務課管理室契約係
電話番号 03-3507-8800（内線2424）
5. 企画競争の内容説明会の日時及び場所
なし
6. 企画案等の提出期限及び提出方法
 - (1) 提出期限 令和4年6月15日（水）正午
 - (2) 提出場所 紙媒体：消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室
メール：g_no_foodloss_poster@caa.go.jp
7. 企画競争の無効
本公示等に示した企画競争参加に必要な資格のない者が提出した企画案等は無効とする。
8. 選定結果の通知
令和4年6月22日（水）までに全者に通知する。
9. その他
 - (1) 本企画競争の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 企画案等の作成、提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
 - (3) 提出された企画案等は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
 - (4) 企画案等に虚偽の記載を行った場合は、当該企画案等は無効とするとともに、当該提案者に対して指名停止措置を行う場合がある。
 - (5) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、開示を予定している書類とする。
 - (6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手續の完了までは、国との契約関係が生じるものではない。
 - (7) その他の詳細は、提案要領等による。